

事務連絡  
令和5年5月8日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について  
(周知広報)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、本日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置づけられました。

これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組を基本とする対応に転換することとなります。

厚生労働省では、特設ウェブサイトを開設し、5類感染症への移行に伴う各種対応の変更点等について周知広報しています。また、感染対策や療養の考え方など関連リーフレットについて更新し、サイト内に掲載していますのでご活用ください。本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

○厚生労働省ウェブサイト（特設ページ）

「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

(掲載内容)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になりました
- ・基本的感染対策の考え方について
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について
- ・医療提供体制及び公費支援について
- ・患者の発生動向等の把握について
- ・新型コロナワクチンについて
- ・関連情報（政府広報など）
- ・Q&A

※新型コロナウイルス感染症全般の情報については、以下からご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(照会先)

厚生労働省新型コロナウイルス  
感染症対策本部 戦略班

variants@mhlw.go.jp

03(3595)3489